

【二〇〇七年度 駒沢史学会大会・総会報告】

本会の二〇〇七（平成一九）年度大会・総会が左記の要領で開催された。

会期 二〇〇七年六月三〇日（土）九時三〇分より

総会 一三時一〇分より 於駒澤大学一号館三〇一教場

◆ 研究発表

古代諏訪における信仰

佐藤 雄一 氏

織田政権の「東国仕置」と関東足利氏

田中 宏志 氏

近世後期における小塚原の仕置場の機能類型

亀川 泰照 氏

— 回向院と仕置場の埋葬機能を中心に —

齋藤 佳佑 氏

ペリー来航以前における老中阿部正弘と諸大名

齋藤 佳佑 氏

国書形式よりみた宋代アジア東方世界の国際関係

粕谷 良介 氏

第一次選挙法改正後のイギリス議会議法改革問題

信澤 淳 氏

— マコーリーとチャーチスト運動の関係を中心に —

信澤 淳 氏

多摩川中下流域の小型板碑の比較検討

植田 雄己 氏

— その彫刻技法を中心に —

植田 雄己 氏

◆ 特別研究発表

《駒澤大学と北京大学の学術交流協定》二〇〇七年度企画》

「唐人模勒元・白詩」非彫版印刷説

— 兼論中国早期書籍彫版印刷技術在世俗社会的伝播拡散過程 —

北京大學歴史学部教授 辛 徳勇 氏

◆ 記念講演（二六時二〇分より）
史的システム論と人格流

— 『海と帝国』列伝篇のために —

立教大学文学部教授 上田 信 氏

◆ 懇親会（一八時より） ロマン（大学正門南側）

本大会は、研究発表として日本史関係四本、東洋史関係一本、西洋史関係一本、考古学関係一本の計七本の報告が行なわれた。報告内容はさまざまな地域・時代にまたがり、有意義な研究発表となった。今後とも会員各位の積極的な参加をお願いする次第である。また、前年度より始まった本学と北京大学との学術交流協定に基づく企画として、北京大学歴史学部教授の辛徳勇先生による特別研究発表が行なわれた。辛先生は隋唐時代の歴史地理・都市研究の専門家で、この報告では、唐代後半に木版印刷が行なわれたとす通説を、きわめて実証的に検討・否定した。その発表内容は講演録として本号に掲載したので、詳細はそちらをご覧いただきたい。ご多忙のなか、貴重な研究発表をしていただいた辛先生はじめ発表者の方々には、深く感謝申しあげる。

記念講演は、立教大学教授の上田信先生にお願いした。上田先生は、緻密な文献考証を基礎におきながら、そこにとどまらず積極的なフィールドワークと雄渾な理論構築とを精力的に進められており、その一環として歴史上の人物をどう捉え、どう描くかという問題について講演された。その内容は本号に論文として寄稿賜ったので、ご覧いただきたい。ご多忙のなか、貴重なご講演を

いただいた上田先生には、改めて御礼申しあげる次第である。総会では、野尻かおる氏を議長に選出の後、以下のように議事が進められた。

まず前年度の活動として、『駒沢史学』六七号が二〇〇六年九月に、六八号が二〇〇七年三月にそれぞれ刊行されたことが報告された。その他、二〇〇六年一月に秋の見学会として神奈川県横浜市の県立金沢文庫を訪問したこと、同月に「駒澤大学と北京大学の学術交流協定」に基づいて特別企画「東アジア地域における文化交流の現在・過去・未来」を本学中央講堂で開催したこと、二〇〇七年三月に歴史学科との共催で卒業論文発表会を実施したことなどが報告された。

今年度の計画としては、『駒沢史学』六九・七〇号の刊行、秋の見学会の実施が提案され、了承を得た。会計関係では、前年度の決算報告と会計監査報告、今年度の予算審議が行なわれ、いずれも承認された。

また、役員改選が行なわれ、久保田昌希氏に代わって瀧音能之氏が会長に選出された。

なお、大会当日に配布された発表要旨は左の通りである。

古代諏訪における信仰

佐藤 雄一

現在、長野県諏訪地方に鎮座している諏訪大社は、『古事記』国譲り神話に登場する建御名方神をその主な祭神としている。実

際に、『新抄格勅符抄』（八〇六年）や『延喜式』神名帳（九二七年）には建御名方神と認められる神名で、諏訪神社に祀られていることが確認されている。この時点で、建御名方という神が人々から認識され、祀られていたのである。この自体については報告者も異論は無い。

しかし、『古事記』に登場する建御名方神については、ほぼ同時期に作成された『日本書紀』国譲りの場面には登場しておらず、また『日本書紀』・『出雲国風土記』・『出雲国造神賀詞』、さらに『古事記』においてでさえ建御名方神は大国主命の系譜には存在していない。

この様に、建御名方神はそれ自身に多くの矛盾を孕んでいることから、本居宣長や津田左右吉などをはじめとして多くの先学から創作・挿入されたものであるとの疑いがある。つまり、『古事記』成立の七二二（和銅五）年に初めて、その神が認識されるようになったということになる。

であるならば、ここで問題になるのが、『日本書紀』持統五（六九二）年条の、信濃国の須波神を祀ったという記載である。

この記事は『古事記』が作成される和銅五（七二二）年以前の記事であることから、ここで登場する須波神というのが、建御名方神を指してはいないということは明白である。また、須波神は広瀬神の代わりとして竜田風神と共に水神として祀られている。この儀式については、『令集解』神祇令に孟夏（四月）・孟秋（七月）の祭りとして規定され、『延喜式』では両月四日、両社同日に行う定めであった。建御名方神は、『古事記』では、力強い神とし

て描かれている。この両神にはその性質に、自然神的なものと武神的なものという差異が認められる。このことは、あまり顧みられることは無かったが、両神の特質を比べてみれば、今まで考えられてきたような、諏訪の主権者である金刺氏が一貫して祀ってきた神であると考えるのには無理があるように思える。

そこで考えられるのが、諏訪においては、主権者が須波神を祀っていた前期首長層と建御名方神を祀っていた後期首長層の二つに分かれるのではないかとということである。実際に、諏訪地域では五世紀以前と六世紀以後の古墳の様相に大きな違いがあることは既に指摘されていることである。

本報告においては、まず建御名方神が『古事記』成立段階で創作された神であったということを基にして、持統五年条に記載されている須波神とは一体どのような神であったのか。また、後年実際に祀られるようになる、創作された建御名方という神に対する信仰はいつ・どのように諏訪地域の信仰に溶け込み、確立していたのか。また、その信仰の核にあったのは、どのような者達であったのかという点が問題になる。本報告では、以上について考察・報告していく次第である。

織田政権の「東国仕置」と関東足利氏

田中 宏志

織田政権の「東国仕置」に関しては、福原圭一・栗野俊之・柴裕之氏らの研究がある。福原氏は、それまで個別に研究が行われ

ていた武田・織田（滝川）・後北条氏の上野支配を連続した視点で把握することを試みた。この試みはその後栗野・柴氏に継承され、個別研究が行われていた織田政権と豊臣政権の対東国政策を、連続した視点で把握しようとして試みた。その結果柴氏は、「羽柴、以下（一）内は発表者補足」秀吉の関東政策は、関東領主との「上様（織田信長）御在世之御時」の関係を継承しつつ、織田政権の関東仕置後に展開した（徳川）家康主導の関東経営を承認し、同時にそれを信長の実質の後継者たる自分（羽柴秀吉）のもとにおくことで、関東における権力基盤を確立しようとしたものであることが窺える」と主張した。問題点は残るが、現在における織田政権の「東国仕置」についての研究の到達点と位置付けられよう。

次に豊臣政権と関東足利氏の政治的關係に関しては、斎藤司・佐藤博信・阿部能久氏らの研究がある。斎藤・佐藤氏はそれまで近世成立の家譜等に依拠していた中近世移行期の関東足利氏の動向を、一次史料の発掘・紹介を行いながら、それを基にして事実関係を整理した。その結果残された課題として佐藤氏は、「総体的な問題として、すでに特有な歴史的役割を果たし終えた関東足利氏が近世の高家喜連川氏に転身し得た背景を関東足利氏という貴種と、それを認識・評価した豊臣秀吉なり徳川家康の配慮という形で評価するのではなく、この中世から近世への過渡期における特有な存在意義と役割はなんであったのかという視角から評価する必要があったのではないかと自戒する」と指摘した。ただ佐藤氏が中近世移行期の関東足利氏に与えた評価は、当時の史料の整備状況に規定されたせいもあって古河公方の検討を中心として

なされたものであり(但し、佐藤氏はこの点を十分に自覚し、その後も史料集や研究を公表しているが、現在中近世移行期の関東足利氏に対する佐藤氏の評価は定かではない)、その後の研究動向を強く規定することとなった。佐藤氏の指摘を批判的にうけとめた阿部氏は「秀吉が関東〔古河〕公方家の存続を図ったのは、決してその家が絶えるのを惜しんだといった理由ではなく、豊臣関白体制のもと公然と徳川將軍体制を志向する家康の動きを牽制するためであった。〔中略〕しかしながらこの時期〔中近世移行期〕に関東公方家の存在が重要な意味をもったのは、政策的理由からだけではない、後北条氏末期の関東公方家や東慶寺住持の後継問題にみられたように、関東公方の権威はいまだ関東の社会において尊重されるべきものであった」と主張した。

しかし、いずれの分野の先行研究でも織田政権と関東足利氏の政治的関係の検討は行っていない。阿部氏が関東公方家の存続理由を、豊臣政権による徳川家康対策(牽制)と位置付けていることには、織田政権と関東足利氏全体の政治的関係の検討を行った上での主張でない点において飛躍がある。あらためて佐藤氏の指摘を受け止め直し、関東足利氏全体を視野に入れて関東足利氏と織田政権の政治的関係を考察し、豊臣政権と関東足利氏の政治的関係との関連とあわせて検討する必要がある。また、史料の制約があることは事実であるが、先行研究では史料の読み込みや考察が不十分な点があり、残された史料を精読することによって、この問題を考察することは十分に可能であると考える。

本発表は、「佐貫御城」宛滝川一益書状の検討を中心として、

関東足利氏と織田政権の政治的関係とその位置付けについて考察するものである。

近世後期における小塚原の仕置場の機能類型

— 回向院と仕置場の埋葬機能を中心に —

亀川 泰照

本報告は、小塚原の仕置場について考察するものである。報告の前提は二つある。

第一の前提は、一般に仕置場は凄惨なイメージがもたれていることである。この一因は、研究者が仕置場についてテーマとすることが少なく、また法制史や医学史など、仕置場を分断して語っている点が少ないから影響していると考えられる。例えば、仕置場は江戸などの刑罰を紹介する際に登場し、仕置場は「現在の私たちの目から見れば、残虐」な「近世の刑罰が行われる場所」としてしかたち現れない。

第二に、「凄惨」なイメージとは別に、史跡として捉えられている現状もある。例えば、幕末の志士の墓が回向院(東京都荒川区南千住5)にあり、これを「根拠」として史跡として捉えている。例えば、吉田松陰の終焉の地として描かれ、やはり近世の刑罰の最終形として描かれることになる。

そしてこの二つの前提の結びつきについては考察を加えられることすらないため、刑罰と埋葬という二つの局面は分断されたままである。報告者はかつて小塚原の仕置場について死骸の性格か

ら分析し、同所を「無縁」の埋葬地と位置づけたことがあるが〔「刑死者の行方」(『荒川ふるさと文化館紀要』三、二〇〇二年)、本報告では両者の接続を念頭に、小塚原の仕置場における埋葬を中心に考察を加える。この二つの前提から、仕置場が場・空間そのものとして考察を加えられてこなかった点や、現代人の認識から分析され、捉えられがちであるという問題点が浮かび上がるが、この点についても留意したい。ともすれば、仕置場は特殊な空間であると捉えられるかもしれないが、一度近世社会に存在した場として捉え直し、公儀の土地の運営の問題として、あるいは全国に無数にあったはずの未解明の場の研究として本報告を位置づけたい。

ペリー来航以前における老中阿部正弘と諸大名

齋藤 佳佑

嘉永六年(一八五三)のペリー提督率いるアメリカ合衆国艦隊の日本への来航は、前年の嘉永五年(一八五二)六月に、オランダ新商館長により、別段風説書等で詳細な情報もたらされていた。それにもかかわらず幕府は何ら対策を立てることなく一年間を無為に過ごしたという認識が早くからなされてきた。しかし、近年、このペリー来航予告情報に関しては、多くの研究者により注目され、その全体像が明らかにされてきている。

幕府内では、この情報入手後に評議が行われるが、情報の真意の判断が出来ず、ついには滞ってしまうことになる。しかし、老

中首座阿部正弘は、評議が進まない状況に危機感を抱き、十一月になって、機密とされていたこの情報の一部を、薩摩藩主島津斉彬・福岡藩主黒田斉博・佐賀藩主鍋島直正に内達するという行動に出ている。この阿部による情報の内達に関しては、阿部は情報を三大名に内達し、意見諮問を行ったとする評価と、公儀中枢の有司は別として、大名への諮問は一切行われなかったとする評価に分けられる。

阿部による三大名への情報内達の後、福岡藩主黒田斉博は、十二月に、幕府へ建白書を提出するのだが、先述の評価の相違によって、この建白書の位置づけも変わってくることになる。すなわち、阿部が情報内達の際に意見諮問を行っているとするれば、黒田による建白書はその答申ということになるのである。また従来、この建白書により、阿部は同年年末、御三家・海防四家(彦根藩、川越藩、会津藩、忍藩)・浦賀奉行へも情報を内達したとされているが、この動向については、あまり明らかにされてきていない。そこで本報告においては、嘉永五年にもたらされた、ペリー来航予告情報に対する、幕府、特に阿部正弘と諸大名の動向について検証していく。

国書形式よりみた宋代アジア東方世界の国際関係

柏谷 良介

中国王朝と周辺諸勢力との関係をみる際、当事国の君主の名において発信された文書、即ち国書の形式が重要な指標となること

は、夙に指摘されている。国書形式に基づいて当該時期の国際関係を分析する研究も、唐代を対象とするものに始まり、現在では五代・北宋まで縦軸が延長している。

しかし宋代に関しては、北宋と契丹、及び西夏との間に交わされた国書形式の概要については先論があるものの、時間的にも空間的にも、その全体を見通した国書の体系、およびそこに反映された国際関係について、総合的に扱った研究は、未だなされていないのが現状である。

報告者は、修士論文において、宋代の国書体系と、そこに現れた宋朝の主観的国際秩序の復元をめざしている。本報告では、その予備的発表として、現在までの先行研究を整理するとともに、従来扱われていなかった、宋・契丹間のイレギュラーな国書形式や、宋一金間の国書について、現在までに得られた知見を申し述べ、以って大方の指正を乞うものである。

第一次選挙法改正後のイギリス議会改革問題

—マコーリーとチャーチスト運動の関係を中心に—

信澤 淳

イギリスの一八三二年の第一次選挙法改正は、「革命」の到来を思わせる議会内外での激しい攻防の末に実現した「改革」であった。しかし、その攻防の激しさに比して実現したものがあまりにも小さかった。選挙権は中産階級の上位層に拡大されたに過ぎず、

腐敗の象徴と見なされてきたポケット選挙区も総てが廃絶されたわけではなかったのである。この第一次選挙法改正に飽きたらぬ人々が、「人民憲章」を掲げ人民の政府の実現を求めた運動がチャーチスト運動である。そして、一八三〇年代の終わりから一八五〇年代の初めにかけての議会改革問題は、この運動を積極的に評価する視点からなされる傾向がある。しかし、議会改革は、チャーチストだけが主張していたわけではない。

本報告は、ホイッグの政治家で第一次選挙法改正の実現の功勞者の一人とされるマコーリーが、インドから帰国しエディンバラ選出庶民院議員となった一八三九年から政界を退き『イングリッシュ』に専念することを決意した一八四八年までの期間におこなった議会改革に関する主張についての考察である。マコーリーが改革しなければならぬものと捉えた問題は何であり、それについて何をおこなうことを主張したのか。マコーリーはチャーチスト運動、とりわけその普通選挙の要求に、どのような観点から反対したのか。エディンバラの有権者とマコーリーの関係を通じて明らかになった問題点は何であったのか。そして、議会改革問題がチャーチスト運動との対決という形に収斂されたことにより、議会改革を実現可能とする認識を議会内に形成することが不可能であることが明らかになったとき、マコーリーが問題解決の答えとして見いだしたものは何であったのか。本報告は、マコーリーの演説や書簡、マコーリーを批判するパンフレットなどのこれまであまり取り上げられてこなかった史料に対する考察を通じて、以上のことがらを明らかにすることを目指すものである。なお、本

報告で紹介する史料には、これまで考察の対象とされたことがない手稿史料も含まれている。

本報告は、マコーリーの政治的な主張ならびに『イングラント史』に対して考察を加えることを通じて、我が国における「近代史」ならびに「近代歴史学」をめぐる議論に欠落している部分を補い、より積極的な議論を提起するための報告者の試みの一環に位置するものである。

多摩川中下流域の小型板碑の比較検討

—その彫刻技法を中心に—

植田 雄己

板碑は中世を考えるにあたり、文献資料としても考古資料としても活用できる重要な資料である。それは、種子や銘文の判読から信仰対象が読み取れるだけに留まらず、私年号の研究や当時の埋葬形態や生産・流通構造の一端について言及することが可能となる。

大学院（考古学）では、昨年東京都調布市深大寺が所蔵する考古資料を調査・発表する機会を得た。これらの資料の大部分は、一四世紀初頭から一六世紀初頭の板碑で、調布市の板碑の消長時期をほぼ網羅している点、板碑集中箇所の資料であり同時期の板碑が何点かあることから多摩川中流域の板碑を考えるのに良好な資料であるといえる。

本発表では、この中から一四世紀後半から一五世紀前半にかけ

ての板碑の碑面彫刻技法を中心に検討を行った。これは、この時期の多摩川下流域に分布した蝶形蓮座板碑という独特な蓮座を持つ比較的小形の板碑の碑面彫刻方法が把握されてきたのを受けて、中流域の資料を比較検討することで近接する地域の様相を把握する試みである。

分析の結果、深大寺所蔵資料の資料においても小形板碑の碑面彫刻技法は、「えぐり彫り」とよばれる蝶形蓮座板碑にみられた簡略化された彫刻技法とほぼ同様の技法であることがわかった。

また、資料の中には大形板碑の銘文彫刻や種子の装飾の追加などにも同様な技法が用いられていることがわかった。これは、「えぐり彫り」技法が板碑彫刻にはある程度普遍的に用いられる技法であり、板碑の大量需要にともない小形の板碑の彫刻技法に「えぐり彫り」が比較的広い範囲で用いられたことを示す。

しかしその後の時期の板碑も同様に検討すると、小形板碑においても「えぐり彫り」を用いられなくなる。これらの資料の出現時期は蝶形蓮座板碑が減少し、銘文配置の研究や中世墓と板碑の関連研究から板碑の性格の墓標化がしていくとされる時期とも符合する。つまり板碑の性格の変化にともない、小形品においても比較的精製品に近いものが求められるという傾向が同うことができ、板碑の製作技法の変化はそれにとまなうものであるといえる。